

身体障害者・精神障害者などの方で新たに軽自動車税(種別割)の減免を受けける方へ

申請は5月31日まで

4月1日現在、軽自動車(二輪車を含む)を所有している方に、軽自動車税(種別割)の納税通知書を送付しました。納期限は5月31日です。

次に該当する軽自動車などは、軽自動車税(種別割)が減免されますので、納税前に申請してください。申請期限は5月31日です。

※現在、自動車税(種別割)の減免を受けている方や、すでに申請している方を除く。

減免対象車両 身体障害者などが所有する車、または身体障害者などのために使用する車で、生計を一にする家族が所有する車(障がいの程度により、対象にならない場合があります)

対象となる障がいの程度

①身体障害者手帳※
②戦傷病者手帳※

申請先・問い合わせ

市民税課庶務係



「シニアお仕事フェアin河辺」

再就職セミナー・企業との面接・就業相談

開催日時 6月3日(金)

①正午～午後2時②1時～3時③2時～4時④3時～5時

会場 住友金属鉱山アリーナ青梅第1スポーツホール

対象 55歳以上で求職中の方

定員 各回20人

参加企業 10社(予定)

持ち物 面接を希望する方は履歴書、職務経歴書(いずれもコピー可)

申し込み 電話☎03・6256・9092でシニア就業支援キヤラバン事務局へ

※土・日曜日、祝日を除く

Jアラート(全国瞬時警報システム)による防災行政無線試験放送の実施

全国瞬時警報システム(Jアラート)とは

弾道ミサイルや緊急地震速報等の緊急情報を携帯電話等に配信される緊急速報メールや市の防災行政無線により瞬時に伝達するシステムです。

弾道ミサイル落下時の行動

弾道ミサイルは、発射から10分もしないうちに到達する可能性があります。Jアラートからメッセージが流れたら、落ち着いて速やかに行動してください。

☆行動例

▽屋外にいる場合…近くの頑丈な建物の中か地下に避難する。(建物がない場合は物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守る)

▽屋内にいる場合…窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

☆近くにミサイルが落下した場合

▽屋外にいる場合…口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性

の高い屋内または風上へ避難する。

▽屋内にいる場合…換気扇を止め、窓を閉め、目張りして室内を密閉する。避難後はテレビやラジオ等からの情報収集に努め、行政機関から避難指示に従い、落ち着いて行動しましょう。

防災行政無線試験放送

Jアラートの緊急情報が、市の防災行政無線で正常に放送できることを確認するため、試験放送を実施します。

日時 5月18日(水) 午前11時から

内容 市の防災行政無線から、次の内容を一斉に放送します。

☆(チャイム)↓「これは、Jアラートのテストです(3回繰り返し)↓」
こちらは、ぼっさい青梅です(チャイム)

※試験放送は全国で実施します。

問い合わせ 防災課防災係

5月1日からクールビズを実施します

市では、地球温暖化対策の一環として、冷房温度が28℃の設定でも快適に過ごせるライフスタイル「クールビズ」を5月1日から実施します。

期間中、庁舎の室温は28℃を基本とし、職員は、ノーネクタイ、ノー上着などで勤務します。

また窓口以外の昼休みの消灯など、節電対策を通常で実施しています。

市内の事業所や市民の皆さんも、夏を涼しく過ごす工夫をし、引き続き節電へのご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ 環境政策課

学生注目!
令和4年度国民年金保険料
学生納付特例制度の申請手続きを知っていますか?

学生納付特例制度は、大

学や専修学校などに在学する20歳以上の学生または生徒が、国民年金保険料を納めることが困難な場合に、本人の前年所得が一定基準以下であれば、在学中の保険料の納付義務が猶予される制度です。

この制度は、在学期間中、毎年度申請手続きが必要で、ハガキを紛失した方、学校等が変更になった方、新たに在学した方は、マイナンバーカードまたは年金手帳・学生証(コピーでも可)、

例制度を利用し、4年度も引き続き在学する方で、この制度を利用する場合は、日本年金機構から送付される申請書(ハガキ)に必要な事項を記入のうえ、返送してください。

また、離職後に申請する場合は、雇用保険被保険者証、雇用保険受給資格喪失確認通知書、退職辞令等のいずれか1点をあわせてお持ちください。

また国民年金加入と保険料を動画 https://www.nenkin.go.jp/tokusetu/20kanyu.html で案内しています。

申請先・問い合わせ 青年年金事務所 ☎30・3410

課国民年金係

国民年金の加入手続き

国民年金は、国内に住所がある20歳以上60歳未満のすべての人が加入しなければならない制度です。

被保険者の種類・該当者等 (表1参照)

☆第1号被保険者の加入

第1号被保険者は、市役所または年金事務所で加入できます。

持ち物 マイナンバーカードまたは年金手帳(基礎年金番号通知書)、身分証明、年金機構等からの送付書類(お持ちの方)、その他の必要書類(表2参照)

保険料 1か月16,590円(令和4年度・定額保険料)

☆任意加入被保険者

次の方は、申し出により加入できます。

▷海外に在住している日本人で20歳以上65歳未満の方

▷日本国内に住所がある60歳以上65歳未満で、厚生年金に加入していない方(基礎年金額を満額に近づけたい方、受給資格期間が足りない方)

▷65歳以上70歳未満の方(70歳になるまでに老齢基礎年金の受給権を確保できる方)

※老齢基礎年金の受給資格期間が65歳到達前に10年以上ある方は加入できません。

持ち物 マイナンバーカードまたは年金手帳(基礎年金番号通知書)、身分証明、年金機構等からの送付書類(お持ちの方)、通帳、届け出印

付加年金

第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)は、申し出により、付加年金を納付できます。

付加年金保険料(400円)を納めると、将来受け取る老齢基礎年金額に加算(200円×付加年金の納付月数)されます。

詳細 日本年金機構ホームページ https://www.nenkin.go.jp/tokusetu/20kanyu.html

申請先・問い合わせ

▷青梅年金事務所 ☎30-3410

▷市保険年金課国民年金係



表1

種類	該当者	手続き先	保険料の納め方
第1号被保険者	自営業、学生、フリーター、無職の方など	市役所または年金事務所	納付書、口座振替、クレジットカード、電子納付等で納めます。
第2号被保険者	厚生年金に加入している会社員、公務員など	勤務先	給料から引かれます。
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者	配偶者の勤務先	配偶者が加入する年金制度が負担します。

表2

こんなとき	必要書類
会社等を退職したとき	退職日を証明する書類(退職証明書など)
第3号被保険者で、配偶者が会社等を退職したとき	配偶者の退職日を証明する書類(退職証明書など)
第3号被保険者で、配偶者の扶養でなくなったとき	配偶者の扶養でなくなった日を証明する書類(資格喪失証明書など)
海外から入国したとき	パスポート、在留カード(外国籍の方)

○付加年金参考例

付加保険料を10年間納めた場合 納めた保険料の総額
400円×10年(120月)=48,000円

1年間に受け取る付加年金額
200円×10年(120月)=24,000円

